

平成 26 年度改定において見直しを行った機能評価係数Ⅱについて

「地域医療指数・体制評価指数」に係る対応

- (1) 新型インフルエンザ等対策にかかる地方公共機関の指定について
- 平成 26 年度診療報酬改定において、下記の通り新たに「新型インフルエンザ等対策にかかる地方公共機関の指定」を受けた医療機関を評価することとなった。

(参考) 平成 25 年 12 月 13 日 中医協 総-1-1 抜粋

【「⑤災害時における医療」新型インフルエンザ等対策にかかる指定地方公共機関の指定（平成 27 年度からの導入を検討）】

- 体制評価指数の「⑤災害時における医療」において、災害拠点病院に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県から指定地方公共機関に指定された医療機関を評価することとする（平成 27 年度からの導入について平成 26 年度以降に検討）。

① 現状報告

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 7 号に基づき、各都道府県において指定地方公共機関の指定が進んでいるところである。

② 対応（案）

- 指定地方公共機関の地域における役割は現時点では把握できない点も多いため、平成 27 年度の評価の導入については見送ることとしてはどうか。
- 地域における役割を明確化された場合には、その動向を踏まえ次回改定以降の導入を検討してはどうか。

【考え方】

- 法人単位で指定を受ける場合もあるため、実際に個別の医療機関が機能を持つか把握することができない。
- 指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の医療機関のうち、都道府県対策本部長の総合調整の下、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する医療機関を、別途「都道府県知事の認定を受ける」等の方法にて決定することが検討される見込みである。

- (2) 地域がん診療病院、特定領域がん診療連携拠点病院の指定について

- 平成 25 年 12 月 13 日中医協総会において、下記の通り新たに「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」の指定を受けた医療機関を評価することとなった。

(参考) 平成 25 年 12 月 13 日 中医協 総一 1-1 抜粋

【「⑧がん拠点病院」における地域がん診療病院、特定領域がん診療病院（平成 27 年度からの導入を検討）】

- 平成 26 年度以降に「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療病院」の指定が予定されており、平成 27 年度以降は評価対象を当該指定病院に変更することを今後検討することとする。

(考え方)

- 都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院を評価対象（Ⅲ群に限る）としているが、平成 26 年度以降に「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療病院」の指定が予定されており、平成 27 年度以降は評価対象を当該指定病院に変更することを今後検討することとしてはどうか。

① 現状報告

- ・ 「がん診療連携拠点病院等の指定」において、平成 26 年 8 月 6 日付けで、新たに「地域がん診療連携拠点病院」が 10 施設、「地域がん診療病院」が 1 施設、および「特定領域がん診療連携拠点病院」が 1 施設指定された。

② 対応（案）

- ・ 今後、機能評価係数Ⅱの評価においては、毎年¹の定例報告の時点（毎年 10 月 1 日時点）での指定状況により、「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」を新たに評価対象とすることとしてはどうか。
- ・ 平成 28 年度の改定において、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院の評価を、「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」としての評価へ置き換えることとしてはどうか。

【考え方】

- 今回の指定において「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」を新たに受けたのは合計 2 病院にとどまった。現時点では、都道府県が独自に認定しているがん診療連携拠点病院の評価を一律に「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」としての評価へ置き換える段階には至っていないのではないか。

評価項目	DPC 病院Ⅰ群及び DPC 病院Ⅱ群	DPC 病院Ⅲ群
⑧がん拠点病院	<ul style="list-style-type: none">・ 「都道府県がん診療連携拠点の指定」又は「小児がん拠点病院の指定」を重点的に評価（1P）・ 「地域がん診療連携拠点病院の指定」（0.5P）	「がん診療連携拠点病院の指定」、「小児がん拠点病院の指定」、「 <u>地域がん診療病院</u> 」及び「 <u>特定領域がん診療連携拠点病院</u> 」、もしくはそれに準じた病院（※）としての指定を受けていることを評価（いずれかで 1P）

	<p>・ 「<u>地域がん診療病院</u>」、「<u>特定領域がん診療連携拠点病院</u>」としての指定は評価対象外(0P)</p>	<p>※都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院。</p>
--	--	--